

平成 25 年 10 月 9 日
国土交通省航空局

ジェットスター・ジャパン(株)及びエアアジア・ジャパン(株)に対する 嚴重注意について

ジェットスター・ジャパン株式会社（以下「JJP」という。）及びエアアジア・ジャパン株式会社（以下「WAJ」という。）からの報告により、耐空性改善通報 TCD-6671B-2008^(注)（以下「TCD」という。）により求められている水平尾翼上部駆動装置の取付部の定期的な検査のうち一部が行われていないまま、長期間（JJP においては最大約 8 ヶ月間、WAJ においては最大約 7 ヶ月間）にわたり、航空機を運送の用に供していた事案が確認されました。

本事案は、JJP 及び WAJ の技術部門が TCD で求められた検査を実施するよう整備現場に指示する際に、適切に技術検討が行われなかったため、検査項目の一部が行われなかったものです。

耐空性改善通報により求められている整備等を確実に実施しないことは、安全運航の確保の観点から重大な問題です。このため、航空局では JJP 及び WAJ を嚴重に注意するとともに、本事案が発生した原因及び背景を調査し、必要な再発防止策を検討の上、10 月 23 日までに報告するよう、求めることとしましたので、お知らせします。

添付資料：

ジェットスター・ジャパン株式会社に対する嚴重注意文書
エアアジア・ジャパン株式会社に対する嚴重注意文書

注：耐空性改善通報は、航空機の安全性を確保するために、一定の整備等が必要と認められた場合に、当該整備等の実施を航空機の利用者に指示するものであり、航空機の利用者は安全運航の確保のために、耐空性改善通報により求められた整備等を確実に実施する必要があります。

連絡先

国土交通省航空局安全部

航空事業安全室 島津、清水

電話番号：03-5253-8111（内線 50142・50145）

03-5253-8731（夜間直通）

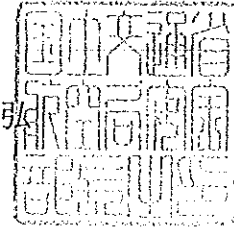
FAX 番号：03-5253-1661



国官参事第 1069 号
平成 25 年 10 月 9 日

ジェットスター・ジャパン株式会社
代表取締役社長 鈴木 みゆき 殿

国土交通省
航空局安全部長 高橋 和弘



整備の確実な実施について（厳重注意）

貴社のエアバス式 A320-232 型機(JA06JJ)の耐空証明検査において、航空局は耐空性改善通報 TCD-6671B-2008（以下「TCD」という。）の実施状況について疑義があったため、調査を指示したところ、貴社が運航するエアバス式 A320-232 型機 17 機のうち 7 機において、TCD により指示されている水平尾翼の上部駆動装置の取付部の定期的な検査のうち一部が行われていないまま、最大約 8 ヶ月間という長期間にわたり、航空機を運送の用に供していた事案が判明した。

TCD においては、エアバス・サービス・プレティン A320-27-1164（以下「SB」という。）に基づいて検査を行うことが求められているが、貴社では、TCD 及び SB について適切に技術検討を行わず、エアバス・エアクラフト・メンテナンス・マニュアルに基づいて検査を行うことにより、SB と同一の検査項目が網羅されると誤って理解していたとのことである。このことは、安全運航の前提である整備の確実な実施の観点から極めて遺憾であり、厳重に注意する。

については、貴社が運航する航空機に適用される耐空性改善通報について、その処置の適切性及び実施状況を早急に点検するとともに、今後、このような事態が起こらないよう、本事案が発生した原因及び背景を調査し、必要な再発防止策を検討のうえ、本年 10 月 23 日までに文書にて報告されたい。

なお、貴社に対しては、平成 24 年 11 月 16 日付け国官参事第 1532 号・国空機第 917 号により、確認主任者の資格管理等の徹底について厳重注意をしたところであるが、これ以降も、整備規程どおりに技術部門の業務が行われていない事例、航空機部品の管理が不適切な事例、整備の委託管理が不適切な事例など、間接部門及び現業部門において不適切な事案が発生していることが、航空局による安全監査等を通じて明らかになっている。これらの不適切事案については、いずれも航空局が改善を指導していたにもかかわらず、再発したものであることから、全社一丸となって再発防止に取り組まれたい。



国官参事第 1070 号

平成 25 年 10 月 9 日

エアアジア・ジャパン株式会社
安全統括管理者 北原 宏 殿

国土交通省

大臣官房参事官(航空事業安全)

航空局安全部航空事業安全室長 高野



整備の確実な実施について (嚴重注意)

航空局では、他社において耐空性改善通報 TCD-6671B-2008 (以下「TCD」という。)の検査項目の一部が実施されていなかったことにかんがみ、貴社に対して、TCD の実施状況について確認を指示したところ、貴社が運航するエアバス式 A320-214/-216 型機 4 機のうち 3 機において、TCD により指示されている水平尾翼の上部駆動装置の取付部の定期的な検査のうち一部が行われていないまま、最大約 7 ヶ月間という長期間にわたり、航空機を運送の用に供していた事案が判明した。

TCD においては、エアバス・サービス・ブレイク A320-27-1164 (以下「SB」という。)に基づいて検査を行うことが求められているが、貴社では、TCD 及び SB について適切に技術検討を行わず、エアバス・エアクラフト・メンテナンス・マニュアルに基づいて検査を行うことにより、SB と同一の検査項目が網羅されると誤って理解していたとのことである。このことは、安全運航の前提である整備の確実な実施の観点から極めて遺憾であり、嚴重に注意する。

については、貴社が運航する航空機に適用される耐空性改善通報について、その処置の適切性及び実施状況を早急に点検するとともに、今後、このような事態が起これないよう、本事案が発生した原因及び背景を調査し、必要な再発防止策を検討のうえ、本年 10 月 23 日までに文書にて報告されたい。